

平成30年第2回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成30年3月16日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第12号 出雲崎町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第 2 議案第13号 出雲崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第14号 出雲崎町情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第15号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第16号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第17号 出雲崎町環境美化基金条例を廃止する条例制定について
- 第 7 議案第18号 出雲崎町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第19号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第20号 出雲崎町国民健康保険運営準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第21号 出雲崎「子は宝」多世代交流館設置及び管理に関する条例制定について
- 第11 議案第22号 出雲崎町児童遊園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第23号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第24号 出雲崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例制定について
- 第14 議案第25号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第26号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第32号 平成30年度出雲崎町一般会計予算について
- 第17 議案第33号 平成30年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第18 議案第34号 平成30年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第19 議案第35号 平成30年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第20 議案第36号 平成30年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
- 第21 議案第37号 平成30年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
- 第22 議案第38号 平成30年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第23 議案第39号 平成30年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

- 第24 議案第40号 平成30年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第25 議案第42号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第26 議案第43号 工事請負契約の締結について（中学校校舎棟空調設備改修工事）
- 第27 発委第 1号 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第28 議員派遣の件
- 第29 委員会の閉会中継続調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小 黒 博 泰	2番	中 川 正 弘
3番	中 野 勝 正	4番	高 橋 速 円
5番	高 桑 佳 子	6番	加 藤 修 三
7番	三 輪 正	8番	安 達 一 雄
9番	諸 橋 和 史	10番	仙 海 直 樹

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 則 幸
副 町 長	山 田 正 志
教 育 長	佐 藤 亨
会 計 管 理 者	佐 藤 佐 由 里
総 務 課 長	河 野 照 郎
町 民 課 長	池 田 則 男
保健福祉課長	権 田 孝 夫
産業観光課長	大 矢 正 人
建設課長	玉 沖 馨
教育課長	矢 島 則 幸
町民課参事	山 田 栄
産業観光課参事	小 崎 一 博
教育課参事	金 泉 嘉 昭
教育課参事	権 頭 昇

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	坂 下 浩 平
書 記	佐 藤 理 絵

◎開議の宣告

○議長（仙海直樹） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（仙海直樹） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりでございます。よろしくご協力をお願いいたします。

◎議案第12号 出雲崎町課設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 出雲崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 出雲崎町情報公開条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第17号 出雲崎町環境美化基金条例を廃止する条例制定について

議案第18号 出雲崎町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第1、議案第12号 出雲崎町課設置条例の一部を改正する条例制定について、日程第2、議案第13号 出雲崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、日程第3、議案第14号 出雲崎町情報公開条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、議案第15号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第5、議案第16号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第6、議案第17号 出雲崎町環境美化基金条例を廃止する条例制定について、日程第7、議案第18号 出雲崎町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上議案7件を一括議題といたします。

ただいま議題としました議案7件は総務文教常任委員会に付託しておりますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長、5番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 総務文教常任委員長報告を申し上げます。

3月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第12号から議案第18号までの議案7件について、審査を終了いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

去る3月12日午後1時30分より、役場議員控室において、説明委員に副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て、委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その経過についてご報告いたします。

初めに、議案第12号 出雲崎町課設置条例の一部を改正する条例制定については、「土地改良」から「農業生産基盤」に用語を改めるについて、農業生産基盤のほうが農業全般を示すためとの補足説明があったが、土地改良は全て農業生産基盤に含まれるかとの質疑があり、農業生産基盤は土地改良を含めた広い範疇での用語として使われているもので、含まれるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号 出雲崎町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、個人情報の定義が明確化されたわけだが、出雲崎町においては以前から個人識別番号などについて、個人情報としての取り扱いをしていたかとの質疑があり、個人が特定される情報については一定の取り扱い基準を定めて運用しており、今回はそれを明文化したものであるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号 出雲崎町情報公開条例の一部を改正する条例制定については、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、報酬や費用弁償及び旅費の取り扱いについては、現行の取り扱いに変更はないかとの質疑があり、変更はないとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、条例新旧対照表を見ると、管理職手当などは旧の条例のほうがわかりやすいのではないかとの質疑がありました。これに対し、このたびの給与条例の改正の内容は2つあって、1つは新たに室長の職を格付したもの、もう一つは管理職手当の定め方の改正である。これは、他町村に倣い総額の幅を条例で定め、適用する職務を規則で定めて、行政組織規則改正の場合、体系的にスムーズに行えるようにするものであるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号 出雲崎町環境美化基金条例を廃止する条例制定については、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第18号 出雲崎町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、当町の体育施設を近隣の町外者も当町の町民同様に利用できるが、そのことによって町民が施設を利用できないことがないように管理体制を整備すべきとの質疑があり、申し込み順に受け付けることが基本ではあるが、町内のイベントや教室は優先し、申し込みの時期に差をつける

などの検討をしたいとの答弁がありました。また、ナイター照明は使用料がかかるが、時期によって時間の基準はあるかとの質疑があり、基準はなく、そのときの明るさで判断するとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（仙海直樹） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第12号を採決します。

議案第12号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号を採決します。

議案第13号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号を採決します。

議案第14号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号を採決します。

議案第15号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号を採決します。

議案第16号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決します。

議案第17号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号を採決します。

議案第18号に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第19号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第20号 出雲崎町国民健康保険運営準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第21号 出雲崎「子は宝」多世代交流館設置及び管理に関する条例制定について

議案第22号 出雲崎町児童遊園設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第23号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第24号 出雲崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する

基準を定める条例制定について

議案第25号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

議案第26号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第8、議案第19号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、日程第9、議案第20号 出雲崎町国民健康保険運営準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第10、議案第21号 出雲崎「子は宝」多世代交流館設置及び管理に関する条例制定について、日程第11、議案第22号 出雲崎町児童遊園設置条例の一部を改正する条例制定について、日程第12、議案第23号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、日程第13、議案第24号 出雲崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例制定について、日程第14、議案第25号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、日程第15、議案第26号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、以上議案8件を一括議題といたします。

ただいま議題としました議案8件は、社会産業常任委員会に付託しておりますので、その審査経過並びに結果について、社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、6番、加藤修三議員。

○社会産業常任委員長（加藤修三） 社会産業常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案8件について、その審査が終了しましたので、その経過と結果について報告いたします。

審査は、3月12日午前9時30分から役場議員控室において、委員全員が出席し、説明委員に副町長、町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長、町民課参事、産業観光課参事の出席を得て、委員会を開きました。

審査結果につきましては、お手元に配付しました報告のとおりですが、その経過について報告いたします。

初めに、議案第19号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号 出雲崎町国民健康保険運営準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例制定について、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号 出雲崎町「子は宝」多世代交流館設置及び管理に関する条例制定について、第5条、交流館を使用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならないとあるが、受け付けをどこで、対象者はとの質疑があり、受け付けは入り口で、主に団体、占用を想定しているとの答弁があり、ほかいろいろな人が利用する中、防犯等安全対策が記されていないとの質疑があり、安全対策として玄関ほか追加でフリースペース、トイレなど防犯カメラを設置し、不審者対応は、

正面玄関には必ず職員2名を置き、安全体制をとるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号 出雲崎町児童遊園設置条例の一部を改正する条例制定について、大門、今回は藤巻児童遊園が廃止される中、中学生から公園を増やしてとの要望があるが、今後どのように考えているかの質疑があり、藤巻児童遊園は利用者も少なく、地元から同意を得て廃止する。残りの5児童遊園は形態、利用方法変更などで継続との答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号 出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号 出雲崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に基準を定める条例制定について、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第26号 出雲崎町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、電柱等占用料の価格設定はどのように決めているのかと質疑があり、国が掲げる基準で行われていると答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

以上、社会産業常任委員長報告とします。

○議長（仙海直樹） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第19号を採決します。

議案第19号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号を採決します。

議案第20号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号を採決します。

議案第21号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号を採決します。

議案第22号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号を採決します。

議案第23号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号を採決します。

議案第24号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号を採決します。

議案第25号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決します。

議案第26号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第32号 平成30年度出雲崎町一般会計予算について

議案第33号 平成30年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第34号 平成30年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第35号 平成30年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第36号 平成30年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第37号 平成30年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
について

議案第38号 平成30年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第39号 平成30年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第40号 平成30年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（仙海直樹） 日程第16、議案第32号 平成30年度出雲崎町一般会計予算について、日程第17、
議案第33号 平成30年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第18、議案第34号
平成30年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第19、議案第35号 平成30年度出雲
崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第20、議案第36号 平成30年度出雲崎町簡易水道
事業特別会計予算について、日程第21、議案第37号 平成30年度出雲崎町特定地域生活排水処理事
業特別会計予算について、日程第22、議案第38号 平成30年度出雲崎町農業集落排水事業特別会
計予算について、日程第23、議案第39号 平成30年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日
程第24、議案第40号 平成30年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案9件
を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案9件は予算審査特別委員会に付託しておりますので、その審査経
過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、5番、高桑佳子議員。

○予算審査特別委員長（高桑佳子） 予算審査特別委員長報告を申し上げます。

去る3月9日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案9件を審査するため、3月14日午前9時30分より本会議場において、説明員に町長以下執行部の出席を得て、委員会を開きました。

その審査結果については、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

初めに、議案第32号 平成30年度出雲崎町一般会計予算については、2款1項7目8節、ふるさと納税寄附謝礼について、返礼金に物の返礼だけではなく、空き家管理などのサービスを取り入れてさらに充実させてはどうかとの質疑があり、提供できる体制が整えば返礼品として適しているので、今後検討していきたいとの答弁がありました。

2款1項7目14節、空き家管理システム使用料について、どのように有効活用していくのかという質疑があり、現状では十分に活用し切れていないが、空き家対策は喫緊の課題として捉えており、関連する情報を加えてさらなる施策を打っていくために、体制を整えて有効活用していくとの答弁がありました。

2款1項7目19節、地域づくり推進事業費補助金について、地域づくりには大切な事業で推進すべきだが、昨年と同額の計上となっている。算出の根拠はどうかとの質疑があり、上限15万円で8団体を想定しているが、申し出があればその都度対応していきたいとの答弁がありました。

2款1項10目11節、防犯灯設置料について、設置するだけに終わらず、防犯灯の地面への照度をも考慮し、中学生保護者などにも意見を聞き、設置後にはその場所を周知すべきとの質疑があり、教育委員会、学校とも協議し、そのように進めたいとの答弁がありました。

3款1項7目15節、保健福祉総合センター駐車場舗装補修工事について、中越沖地震の後、補修工事を行っているが、今回はどういう補修をするのかとの質疑があり、年数が経過し、車庫周辺はかなり沈下が進んでいる。平成30年度に車庫周辺の舗装工事を行い、31年度に正面玄関周辺の工事を考えているとの答弁がありました。

3款2項2目13節、保育園保育実施委託料について、昨年度より大きく増額されているのはどういう理由かとの質疑があり、園児数の増加とともに、保育士の処遇改善に伴う増額と、小木ノ城保育園については新たな車両のリースを見込んでいるとの答弁がありました。

3款2項5目14節、多世代交流事業費の複合機借上料について、コピー、ファクスのリースにしては高額と考え、再度検討すべきとの質疑があり、予算要求のために見積もりをとったが、検討して購入業者決定に際しては慎重に行いたいとの答弁がありました。

4款1項5目13節、斎場事務委託料について、与板の斎場は老朽化が進んでおり、今後どうするかの見通しについて質疑があり、長岡市からは新しい斎場について、長岡市和島地域で平成30年度に基本設計、31年度に実施設計を考えており、34年度から稼働を開始したい考えであるという情報を受けているとの答弁がありました。

6款1項3目14節、夕映えの丘敷地借地料について、米田遊歩道の借地料としては高額であり、ほかの借地も含め整合性をとって今後見直すべきではとの質疑があり、条件や今までの経過を踏まえて検討するよう進めているとの答弁がありました。

7款1項3目13節、心月輪指定管理料について、昨年度より増額されている理由について質疑があり、トイレの清掃料を実態に見合う金額に訂正し、ほかの公衆トイレ清掃料との整合性を図ったものだが、今後一体的に委託先が管理すべきとの答弁がありました。

7款1項3目19節、東京ドーム巨人戦「ワンドースポンサー」負担金について、効果的にアピールすべきと考えるが、どのような手立てを考えるかとの質疑があり、ドーム入り口でのPRなど、さまざまな方策を検討中であるが、何より町民に臨場感を体験してもらいたいとの答弁がありました。

8款1項1目8節、地域共同作業報償金について、集落の世帯数にかかわらず一律では小さな集落が大変なので、配慮すべきとの質疑があり、今年度は町道に限らず地域が目的を持って行う作業に柔軟に対応していきたいとの答弁がありました。

9款1項消防費全般について、地上型の消火栓と連続型の火災報知機について、予算に組み込まれていないが、どうかとの質疑があり、現在設置する消火栓は地上型にしている。火災報知機は、県の消防協会と相談し、先進的なモデル事業の成果を見て検討を進めるとの答弁がありました。

10款2項4目13節、スクールバス運行業務委託料について、平成30年度は長岡からスクールバスが来ることになるが、降雪時の大変さなどを考えると今後に不安があるが、どうかとの質疑があり、できれば町で購入して運行したいが、定期路線への影響が懸念され、現段階では決定しかねており、今後検討したいとの答弁がありました。

10款4項5目13節、妻入り会館指定管理料について、妻入り会館の指定管理料が毎年上がることなく同額であり、陽だまり情報館と比較しても少額だが、担当課が違っても整合性を図るべきとの質疑がありました。

次に、歳入全般については、14款1項5目1節、良寛記念館入館料について、昨年と同額の計上であるが、園路整備工事などもあり、增收とするための考えはあるかとの質疑があり、入館数は1万人を切る状況にあるが、イベントなどに取り組み、目標入館者数を達成したいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号 平成30年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計では、1款1項1目3節医療給付費分滞納繰越分、4節介護給付金分滞納繰越分について、なかなか徴収が難しいと理解しているが、滞納税については徴収率が低く、どのような状況かとの質疑があり、県の滞納徴収機構と連携しながら、いかに減らしていくか努力している。今後も、さまざまな面から努力を続けていくとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号 平成30年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号 平成30年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号 平成30年度出雲崎町簡易水道特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号 平成30年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算については、歳入の使用料及び手数料の減額で質疑があり、人口減少によるもので、世帯数に変わりはないと答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号 平成30年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号 平成30年度出雲崎町下水道事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第40号 平成30年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算については、1款1項1目13節の住宅団地公園公衆便所清掃等委託料について質疑があり、深町団地、川東団地のトイレで月額2,500円の12月分が計上されている。週1回の清掃を行っているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算審査特別委員長報告とします。

○議長（仙海直樹） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第32号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号から議案第40号の議案8件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第33号から議案第40号の議案8件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第33号から議案第40号まで議案8件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第42号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第25、議案第42号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第42号につきましてご説明を申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴いまして、平成30年4月から住所地に係る特例を受けて対象施設への入所等が継続する間、前の住所地の広域連合が保険者となるよう見直されたため、改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

国保と後期高齢の資格の適用は、住所地で行うことを原則としていますが、施設等に入所して住所が移った被保険者については、住所地特例を設けて前住所地の被保険者としています。しかし、現行制度においては、住所地特例者が75歳到達等により国保から後期高齢に加入する場合、後期高齢の住所地特例が適用されないため、施設所在地の広域連合が保険者となっています。この取り扱いを見直すため、現に国保の住所地特例を受けている被保険者が後期高齢に加入する場合には、前住所地の広域連合が保険者となるよう改正するものです。

補足は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号 工事請負契約の締結について（中学校校舎棟空調設備改修工事）

○議長（仙海直樹） 日程第26、議案第43号 工事請負契約の締結について（中学校校舎棟空調設備改修工事）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第43号につきましてご説明を申し上げます。

中学校校舎棟の空調設備改修工事につきましては、町建設工事指名業者選定委員会の答申を踏まえ9業者を指名し、3月14日に指名競争入札を執行いたしました。入札の結果につきましては、柏崎の北越空調株式会社が落札し、同日契約金額5,454万円で工事請負仮契約を締結いたしました。仮契約を本契約とするため、地方自治法並びに町条例の規定に基づきまして、町議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎）　補足説明をさせていただきます。

入札の結果につきましては、今ほど町長から説明があったとおりでございます。1回目の入札で落札者が決定をいたしました。落札率は96.9%でございます。工事の期間は、議会の議決を経た日から150日、平成30年の8月12日までとなっております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（仙海直樹）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正）　確認ですが、学校の関係で授業だとか各教室にはそういうふうになるわけだと思いますが、例えば先般総務委員会で行ったときに、学校を視察させていただいた中では、いろいろ何か子供たちが工作みたいなところでも勉強というんですか、昔で言えば私ども子供の時分学校行ったとき、何かをつくる、工作つくるみたいな部屋があって、そこに行ったわけですけども、そういう部屋みたいなところも全部部屋としてみなして空調をされるのか、それを聞かせてください。

○議長（仙海直樹）　教育課長。

○教育課長（矢島則幸）　ご質問の件について回答します。

言われている教室が多分中学校ですから、技術室もしくは美術室のことかと思いますが、技術室につきましても、今回空調設備につきましては新たに設置したいというふうに思っております。美術室についても同様でございます。

○議長（仙海直樹）　3番、中野議員。

○3番（中野勝正）　そうしますと、大体今の中であいている部屋があるかないか、ちょっと把握していないんですけども、今後使う要素があったところの部屋も、そういうふうな今回においては空調設備をされるわけですか。

○議長（仙海直樹）　教育課長。

○教育課長（矢島則幸）　今回設置教室に当たりましては、学校と協議をした上で、事業費もかかることですので、必要最小限といいますか、そういった形での教室ということで、当然設置しない教室もございます。ただし、配線を今回の工事でやっておきますので、後でその今未設置の教室について設置したい場合については、配線工事は済んでいますので、そこから先に設備をつければできるという形で動く予定でいます。

○議長（仙海直樹）　質疑の前に申し上げますが、工事請負契約締結に関する質疑を行っていますので、中野議員の質疑は今受け付けましたが、工事請負契約締結に関する質疑でお願いいたします。
加藤議員。

○6番（加藤修三）　内容になりましたので、この質疑は取り下ります。

○議長（仙海直樹）　ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第27、発委第1号 出雲崎町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番、中川議員。

○2番（中川正弘） ただいま上程されました発委第1号につきまして、提案理由説明を行います。昨年12月定例会において、町特別職の期末手当引き上げの条例改正が出されました。その際に、本条例と照合したところ、期末手当支給に関し、現行の出雲崎町職員の給与に関する条例と読みかえ規定が合致していない状況であることが判明しました。あわせて、県内他町村議会を調査したところ、読みかえ規定を持っている町村は皆無でした。そのような状況であり、この際読みかえ規定の削除、条例の引用見直し等による字句を整理するため、条例の一部を改正したいというものであります。

皆様のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（仙海直樹） 日程第28、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。会議規則第128条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（仙海直樹） 日程第29、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（仙海直樹） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第2回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前10時15分)